

# コスモズ通信

Vol.42  
平成28年8月

2016年の夏、リオデジャネイロオリンピックも終了し、やっと寝不足の日々から開放されて日常を取り戻された方も多いのではないのでしょうか。

まだまだ暑さが続きますが、体調にはくれぐれもお気を付け下さい。



## ★目次★

1. 【調剤】 かかりつけ指導料集計について
2. 【医科】 鼻腔・咽喉拭い液採取について



## 【調剤】 かかりつけ指導料集計について

2016年4月より、調剤基本料の特例除外の判断基準にかかりつけ指導料の算定回数が追加になっております。これにより、かかりつけ指導料の算定回数などの報告が必要なため、薬局単位での算定回数および薬剤師ごとの算定回数を確認する機能を追加しました。

《参考》調剤基本料 注1のただし書きに定める施設基準 1

次のすべてに該当する保険薬局であること。

(1) 当該保険薬局に勤務している保険薬剤師の5割以上が、かかりつけ薬剤師指導料の施設基準に適合している薬剤師であること。

(2) かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る業務について、相当の実績(\*)を有していること。

(\*) 相当の実績とは、「(1)で算出された保険薬剤師1人当たり月100回以上とする(ただし、公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者に係る算定回数を除く)」

それに伴う各システムでの入力方法をご案内します。

### ぶんぎょうめいとNEXTの場合

1. メニュー画面⇒管理資料 (K) ⇒かかりつけ集計の順に選択してください。

2. 「かかりつけ集計」画面が表示されますので集計条件を選択し、**F8開始**を選択してください。

~~~~~

~~~~~

| 集計条件 | 内容                             | 説明                                      |
|------|--------------------------------|---|
| 集計期間 | 開始年月日／終了年月日                    | 終了年月日はシステム日付の月末 開始月はその3ヶ月前の1日が初期表示されます。 |
| 薬剤師  | 処方箋の薬剤師                        | 処方入力画面で入力されている薬剤師で集計を行います。              |
|      | 患者の最新履歴のかかりつけ薬剤師               | 患者の最新履歴のかかりつけ薬剤師で集計を行います。               |
|      | 電子薬歴の最終薬歴記録者<br>(TYPE 2のみ選択可能) | ステータス情報画面で表示される薬剤師で集計を行います。             |

### 【集計対象となる処方せん】

集計の対象となる処方せんは、NEXTで自動的に判断され、集計されます。以下の条件を同時にすべて満たす処方せんを集計対象とします。

1. 保険登録 保険が自費・自賠・公害・労災・介護以外 のもの。（公費単独でも一部負担金が発生している場合は、集計対象となります。一部負担金が発生していない 公費単独、公費併用、福祉併用などの処方せんは集計対象に含まれません。）
2. 処方入力 「/333 かかりつけ薬剤師指導料」、または「/341 かかりつけ薬剤師包括管理料」のいずれかを 算定しているもの。
3. 会計処理 会計画面の調整後金額が0円でないもの。（自費・OTCの請求金額は含まない金額）

| 項目      | 説明                         |
|---------|----------------------------|
| 薬剤師名    | 薬剤師名が表示されます。               |
| 算定回数    | かかりつけ指導料の算定回数が表示されます。      |
| かかりつけ指導 | かかりつけ薬剤師指導料の算定回数が表示されます。   |
| かかりつけ包括 | かかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数が表示されます。 |
| 合計      | 算定回数の合計が表示されます。            |

### 指定した条件で「薬剤師が特定できない」場合

処方箋自体は集計の対象となっている場合でも、集計条件で選択した内容では薬剤師が特定できない場合があります。この場合、薬剤師名は「不明」と表示されます。該当する処方内容を確認のうえ、必要であれば薬剤師を設定しなおすか、集計条件を変更して再度集計を行ってください。該当処方箋は、「かかりつけ集計結果（薬剤師別）」画面でF1切替を選択すると確認できます。

詳細に関しては、平成28年7月20日アップデートマニュアルをご参照いただきますようお願いいたします。  
※ぶんぎょうめいとVer.6については現在、NEXTと同様に自己負担の有無を判断して抽出処理を行うことができません。



## 【医科】 鼻腔・咽喉拭い液採取について

平成28年4月改定より、一定の手技と時間を要する検体採取について評価を行うということから、あらたにその他の検体採取に「鼻腔・咽喉拭い液採取」が追加となりました。麵棒等で鼻腔や咽喉をぬぐって検体を採取し、検体検査をした場合に算定できるとされています。

その実施に関して平成28年4月5日の事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その2）」に以下の案内がされております。

（問19）その他の検体採取の「6」鼻腔・咽頭拭い液採取について、同日に複数検体の検査を行った場合、検査の検体ごとに算定は認められるか

（答）1日につき1回の算定となる。

血液採取料と異なり、鼻腔・咽喉拭い液採取については自動算定は行われません。インフルエンザや溶連菌の検査などを実施され、算定要件を満たす際、鼻腔・咽喉拭い液については手入力を行ってください。

以上